



February 2002 No. 35

(本部事務局)(財)日本特産農作物種苗協会内 〒107-0052 港区赤坂 2-4-1

(つくば事務所) 農業情報利用研究会内 JRTつくば事務所

〒305-0034 茨城県つくば市小野崎 143-3

TEL 0298-56-8708 FAX 0298-56-0024

<http://www.jrt.gr.jp>

目次

第6回日本いも類研究会総会の開催について	事務局	1頁
遺伝子組換え馬鈴しょ加工品の食品表示について	小寺 和広	2頁

第6回日本いも類研究会総会の開催について

第6回日本いも類研究会総会の開催につきましては、現在往復はがきにてご案内、出欠の確認をさせていただきます。内容について詳細が決まりましたのでお知らせします。

なお、総会参加、宿泊希望の有無につきまして出来るだけ早くご返信いただきますようお願いいたします。会員の皆様のご参加を心よりお待ちしております。

【日 時】

平成14年2月28日(木) 10:30 ~

【場 所】

南青山会館 大会議室 東京都港区南青山5-7-10 TEL 03-3406-1365

(最寄り駅: 営団地下鉄 表参道駅(銀座線・千代田線・半蔵門線) B3出口)

プログラム	時間
開会	10:30
開会あいさつ 日本いも類研究会 梅村 芳樹 会長	10:30 ~ 10:40
来賓挨拶 農林水産省生産局特産振興課長(予定)	10:40 ~ 10:45
会員等からのレポート(研究成果・トピックス)	
・ みかど農産株式会社 中本 賢 代表取締役 「新しい甘しょ加工食品の開発について」	10:45 ~ 11:25
・ 農業技術研究機構北海道農業研究センター 津田 昌吾 研究員 「マイクロチューバーを種いもとする馬鈴しょのほ場生産特性」	11:25 ~ 12:05
- 昼 食 -	12:05 ~ 13:00
・ 日本いも類研究会 梅村 芳樹 会長 「中国のじゃがいも事情」	13:00 ~ 13:30
・ 農業技術研究機構作物研究所 中谷 誠 室長 「生食用紫いも新品種「関東117号」等甘しょの品種開発状況について」	13:30 ~ 14:20
・ 野菜と文化のフォーラム 鈴木 康司 主宰 「いも類の需要拡大に向けて(～米国の「5 A DAY運動」等の紹介～)」	14:20 ~ 15:00
- 休 憩 -	15:00 ~ 15:10

<ul style="list-style-type: none"> ・ 尼いも倶楽部 浅野 弥三一 世話人 「尼いも倶楽部の活動状況について」 ・ カルビーポテト株式会社 田中 智 参与 「加工用馬鈴しょの新しい収穫システムについて」 	15:10 ~ 15:50
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総 会 	15:50 ~ 16:30
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 13 年度事業報告及び 14 年度事業計画等 ・ 会計監査報告 ・ 役員改選 ・ 会則の変更 	16:30 ~ 17:00
<ul style="list-style-type: none"> 事務局からのレポート 	17:00 ~ 17:10
<ul style="list-style-type: none"> 閉会あいさつ 日本いも類研究会 井 上 浩 副会長 	17:10 ~ 17:20
<ul style="list-style-type: none"> 閉 会 	17:20
<ul style="list-style-type: none"> 懇親会 ・ 出席者からの活動状況等の報告 	18:00 ~ 20:00

遺伝子組換え馬鈴しょ加工品の食品表示について

農林水産省生産局特産振興課いも類班 小寺和広

平成13年9月21日付けのFAXニュースレター(第33号)にて、JAS法の遺伝子組換え食品の義務表示対象品目に馬鈴しょ加工品を追加する件についてお知らせをしておりましたが、その後の検討状況と今後の制度改正・適用のスケジュールについてお知らせいたします。

平成13年7月16日の第1回農林物資規格調査会遺伝子組換え食品部会において、「乾燥馬鈴しょ」、「冷凍馬鈴しょ」、「ポテトスナック菓子」、「これらを主な原材料とするもの」、「馬鈴しょ(調理用)を主な原材料とするもの」を義務表示対象品目に追加することが了承され、また、平成13年10月2日の第2回同部会において、「でん粉」と「でん粉を主な原材料とするもの」を義務表示対象品目に追加することが了承されました。

この結果、馬鈴しょ加工品の全てが義務表示対象品目に加えられることとなります。

- ・ 「馬鈴しょ(調理用)を主な原材料とするもの」とは、生の加工原料用馬鈴しょ(生鮮食品として販売されるものは除く)を主な原材料とするものであり、冷凍コロッケ、レトルト食品、弁当等が考えられます。
- ・ 「主な原材料」とは、原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいいます。
製造時に水を添加した場合は、添加した水は原材料として換算しません。

その後、部会での検討結果を踏まえた表示基準の改正について、パブリックコメントの募集を経て、

平成14年1月31日の農林物資規格調査会総会で別紙の内容で了承されたところであり、2月の初旬には正式に官報告示がなされる見込みです。

また、今回の改正内容については、平成15年1月1日から適用される予定となっています。

別紙

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の一部改正について(案)

平成14年1月31日

農 林 水 産 省

総合食料局品質課

1 改正の趣旨

遺伝子組換え食品の表示については、遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準(以下「基準」という。)に基づく表示が平成13年4月1日から義務付けられている。

この基準においては、農産物(大豆、とうもろこし、ばれいしょ等5農産物)のほか、加工工程後も組み換えられた DNA 又はこれによって生じたタンパク質が残存する加工食品(豆腐、コーンスナック菓子等24食品群)を義務表示の対象品目としているが、義務表示対象品目については、基準附則第2項に基づき、新しい遺伝子組換え食品の商品化の状況や検出方法に関する新たな知見等を踏まえて、毎年見直しを行うこととしており、農林物資規格調査会遺伝子組換え食品部会において、2回にわたって検討が行われたところである。

その結果、義務表示の対象品目とされていなかったばれいしょ加工品について、新たな検出技術により DNA の残存が確認できたため、対象品目に追加することで部会ので了承が得られた。よって、ばれいしょ加工品を義務表示対象品目に追加するための所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

別表2に次の6食品群を義務表示対象品目として加える。

加 工 食 品	対象農産物
25 冷凍ばれいしょ	ばれいしょ
26 乾燥ばれいしょ	ばれいしょ
27 ばれいしょでん粉	ばれいしょ
28 ポテトスナック菓子	ばれいしょ
29 第25号から第28号までを主な原材料とするもの	ばれいしょ
30 ばれいしょ(調理用)を主な原材料とするもの	ばれいしょ